

旭市男女共同参画計画



計画策定の趣旨

少子・高齢社会の進展、家族形態やライフスタイルの多様化、情報手段の高度化など社会経済の急激な変化が、新たな課題を生み出しています。
旭市では、こうした現状を踏まえ、「旭市男女共同参画計画」を策定します。

計画の基本理念

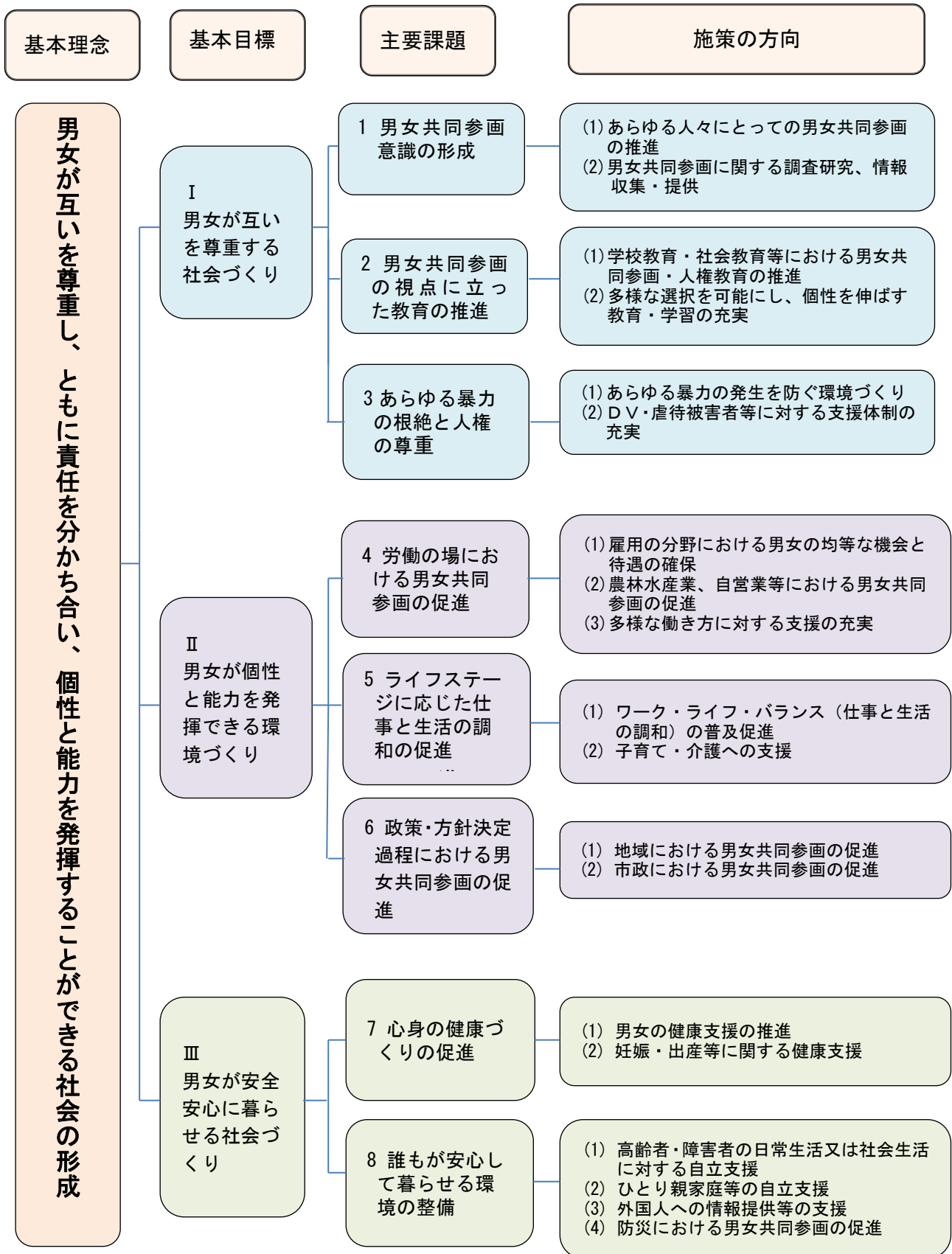
男女が互いを尊重し、ともに責任を分かち合い、個性と能力を
発揮することができる社会の形成

計画の期間

平成26年度から平成30年度までの5年間

旭 市

計画の体系



主 な 施 策

基本目標Ⅰ

男女が互いを尊重する社会づくり

男女が、社会のあらゆる分野で、個人としての尊厳が重んじられ、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自らの存在に誇りを持って生きていける社会基盤をつくります。

- ・ 男女共同参画社会づくり啓発事業
- ・ 男女平等教育・人権教育の推進
- ・ DV防止についての啓発
- ・ 防犯施設の整備
- ・ DV・虐待被害者の支援



基本目標Ⅱ

男女が個性と能力を発揮できる環境づくり

男女が、互いに協力し、支え合い、仕事と生活の調和がとれ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、多様な価値観やライフスタイルに対応し、男性も女性も個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に主体的に参画し、ともに活躍できる環境をつくります。

- ・ 男女雇用機会均等法の普及促進
- ・ 育児・介護休業制度等の周知
- ・ 子育て支援センターの充実
- ・ 審議会等への女性委員登用の促進

基本目標Ⅲ

男女が安全安心に暮らせる社会づくり

男女が、生涯にわたって充実した豊かな生活を営むため、心とからだの健康づくりに努めるとともに、高齢者も障害者も、誰もがいきいきと安心して暮らせる社会をつくります。

- ・ 性差に応じた健康支援の推進
- ・ 生きがいづくりの推進
- ・ ひとり親の自立支援の充実
- ・ 男女共同参画の視点を取り入れた防災計画づくり



旭市イメージアップキャラクター
あさピー

指標一覧

基本目標	指標名	目標	担当課
Ⅰ 男女が互いを尊重する社会づくり	広報紙を利用した男女共同参画についての啓発	年2回以上	市民生活課
	男女共同参画意識啓発機会の提供	年2回以上	市民生活課
	職場体験学習の実施	全小・中学校で実施	学校教育課
	教職員研修への参加	全小・中学校から 各1名以上の参加	学校教育課
	家庭教育学級の開催回数	125回	生涯学習課
	広報紙を利用したDV防止についての啓発	年1回以上	市民生活課
	虐待防止ネットワーク会議の設置・会議	年1回以上開催	社会福祉課 高齢者福祉課
	乳幼児健診未受診者の把握	未把握0件	健康管理課
	防犯灯の設置数	5,100基	総務課
	人権意識啓発機会の提供	年2回以上	市民生活課
	相談窓口職員の研修機会の提供	年1回以上	市民生活課 子育て支援課
Ⅱ 男女が個性と能力を 発揮できる環境づくり	家族経営協定の締結数	180経営体	農水産課
	事業所に対するワーク・ライフ・バランスの啓発	年1回以上	商工観光課
	育児休業取得率（市職員）	女性100% 男性 10%	総務課
	一時預かり保育実施箇所数	16箇所	子育て支援課
	延長保育実施箇所数	8箇所	子育て支援課
	審議会等における女性委員の割合	30%	市民生活課 関係各課
	女性管理職の割合（市職員）	25%	総務課
Ⅲ 男女が安全安心に 暮らせる社会づくり	胃がん検診の受診率	23%	健康管理課
	乳児家庭への訪問	全件訪問	健康管理課
	高齢者の健康づくり等に関する講座の開催	年1回以上	高齢者福祉課
	障害者の訪問系サービスの利用者数	93人	社会福祉課
	障害者の日中活動系サービスの利用者数	305人	社会福祉課
	ひとり親等への支援の満足度	増加を目指します	子育て支援課
	市ホームページの外国語表記	外国語表記の ホームページ開設を 目指します	秘書広報課 企画政策課
	避難訓練の実施	年1回以上	総務課

旭市男女共同参画計画（概要版）

平成26年3月

発行：旭市

編集：旭市市民生活課

〒289-2595 旭市二の 1920 番地

電話 0479-62-5396 FAX 0479-62-5855

E-mail:shimin-seikatsu@city.asahi.lg.jp

※旭市男女共同参画計画は全文をホームページに掲載しています

旭市ホームページ URL: <http://www.city.asahi.lg.jp/>



旭市イメージアップキャラクター
あさビー